青少年問題の悩みなどお気軽に
宇治こころの電話
0774-24-0800
（日曜・祝日除く毎日午前9時～午後6時）

宇治市政だより

8/11
昭和60年
（1985年）
第710号

発行 京都府宇治市
編集 広報課
〒611 京都府宇治市宇治琵琶33番地
電話（0774）22－3141
●毎月1日・11日・21日発行

実質収支 4億7千万円の黒字

59年度一般会計決算見込み

国保特別会計は赤字に

市では、去る六月二十一日の市議会総務常任委員会で昭和五十九年度一般会計、特別会計の決算見込みを報告しました。一般会計では市税の増収や歳出経費の節減などにより、実質収支で四億七千万円余りの黒字。これで五年連続の黒字決算となりました。特別会計では国民健康保険事業と水道事業会計で赤字決算となりました。

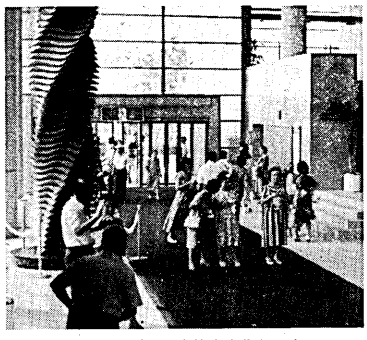
▲催しでにぎわう宇治市文化センター

一般会計の歳入合計は、三百一億二千六百九十四万円、一方、歳出は二百九十六億三千百七十一万円で歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源一千九百五十四万円を除く実質収支は、四億七千五百六十九万円の黒字となりました。これにより、五年連続して黒字決算となります。

しかし、五十九年度単年度収支では、三億六百八十三万円の赤字となり、財政状況は厳しい状況にあり、更に健全化への努力が必要となっています。

市税収入 1億6千万円の増

黒字となった理由は、①法人市民税を中心に市税収入が当初見込みより一億六千七百万円の増収となったことの②徴収率が上がったことと③宅造協力金など寄付金収入が増えたことにより、歳入では約二億四千万円の増収。これに加えて歳出では、物件費や人件費の節減、利率の引き下げに伴う公債費の減少などにより、約二億円の節減がされました。

このほか、特別会計のうち国民健康保険事業が三億六千六百万円の赤字で、退職者医療制度にかかる交付金八千六百万円等の精算分を合わせると実質赤字は四億六千三百万円余りにのぼることになりました。また、水道事業会計では、収益的収支で八千九百八十四万円の黒字、資本的収支で一億七千四百二十八万円の赤字となりました。

昭和59年度一般会計決算見込額（千円）

歳入総額(A)	30,126,946
歳出総額(B)	29,631,715
歳入歳出差引額(C)〈形式収支(A)－(B)〉	495,231
翌年度へ繰り越すべき財源(D)	19,541
実質収支額(E)〈(C)－(D)〉	475,690
前年度実質収支額(F)	782,520
単年度収支額(G)〈(E)－(F)〉	△ 306,830

昭和59年度特別会計決算見込額（千円）

特別会計名	歳入総額	歳出総額	差引
交通災害共済事業	66,208	66,208	0
国民健康保険事業	4,013,775	4,379,797	△366,022
公共下水道事業	2,886,028	2,835,549	翌年へ繰り越すべき財源 50,479 差引 0
住宅新築資金等貸付事業	39,930	39,930	0
老人保健事業	5,143,628	5,117,235	26,393
都市計画事業用地先行取得事業	23,603	23,603	0
簡易水道事業	151,789	151,789	0
火災共済事業	11,165	6,095	5,070
農業共済事業	24,401	21,627	2,774
水道事業	2,423,673	2,508,116	△ 84,443

▲建設が進む東宇治下水処理場

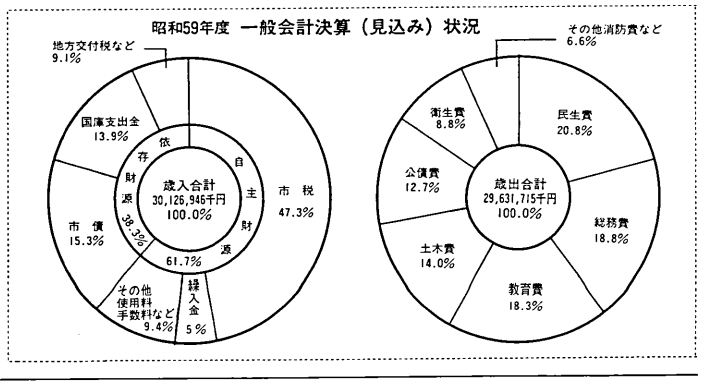

「平和の像」を化粧直し

15日に平和祈念集会

市では、十五日の終戦記念日を前にして、市役所前庭にある「平和の像」の清掃を二日に行い、一年間のアカを洗い落としました。

平和の像は、平和を象徴する輪を差し上げている少女を彫刻した立像で、昭和四十一年八月に設置されました。

宇治市平和都市推進協議会（会長・池本宇治市長）では、十五日午前十一時五十分から「平和の像」の前で、戦争犠牲者のめい福と世界の恒久平和を願って平和祈念集会を開きます。多くの市民の皆さんのご参加をお願いします。

また、正午には市役所屋上の希望の鐘を鳴らしますので、自宅や職場で一分間の黙とうをささげましょう。

（企画管理部総務課）

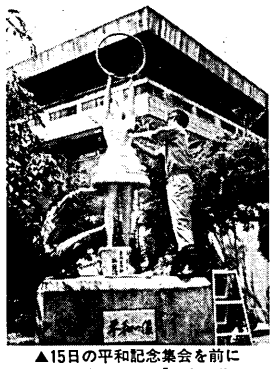
▲15日の平和記念集会を前に化粧直しされる「平和の像」

行政改革審議会が発足

市から8項目を諮問

社会経済情勢の変化に対応した簡素で効率的な市政の実現を推進するための「宇治市行政改革審議会」が七月二十九日に発足しました。

この日、池本市長から民間有識者代表の十二委員のみなさんに委嘱状が手渡され、委員長に出石邦保（いずしくにやす）同志社大学教授、副委員長に吉沢耕作前宇治市収入役が選出されました。

同審議会は本市の行政改革のあり方について審議していただくもので、市から次の八項目が諮問されました。

①事務事業の見直し②組織・機構③適正な定員管理④適正な給与⑤外部委託及びOA化の推進⑥公共施設の管理運営等の議会⑦その他行政改革に必要な事項、となっています。

今後市としては、同審議会の答申を受け、行政改革大綱を策定し、簡素で効率的な市政を推進する考えです。

委嘱された委員は次のみなさんです。（敬称略）

出石邦保、吉沢耕作、佐藤幸治、伊藤竹朗、加藤重忠、多田弘、皆川文雄、服部昌之、北林英二、小西敏夫、小山勝利、松林美戸子。

（計画推進室）

▶第1回行政改革審議会（新庁舎市議会委員会室）

消費者コーナー ㊾

クレジットカード

使い方に注意しよう クレジット・カード

利便性で急速に普及

我が国に、初めてクレジット・カードが登場したのは、今から二十五年前の昭和三十五年だと言われています。そして、その後の普及は目覚ましく、現在では銀行系を始めとし、信販会社、石油会社、百貨店、スーパーマーケット、ホテル、中小小売店などから発行。今や成人の二人に一人は、カードを所持しているとも言われています。

クレジット・カードが普及した要因としては、①手元に現金が無くても商品などを購入出来る②更に、購入代金は翌月一括払い、または割賦払いの方法で支払いの繰り延べが出来る③ホテル料金や映画代の割引サービスを受けられる―などが挙げられます。

利用を誤まれば大変なことに

このように大変便利なクレジット・カードですが、利用者にとっては不利益となる問題やトラブルも発生しています。

例えば、盗難や紛失の場合、すぐにその旨を届け出れば、盗難保険加入者については、カードが不正に使われた時には、その分は保険で支払われます。しかし、これには限度があり、超過金額については、利用者に責任の及ぶことがあります。また、クレジット・カードは、サイン一つで商品などを購入出来るため、衝動買いや返済能力を超えた買い物をするなど、利用者の認識に問題がある場合もあります。以上のようなことに注意しながら、クレジットカードを上手に利用したいものです。

上手な利用で利便性を享受

クレジット・カードを作る時には、カードの種類や利用条件、セールスポイントをカード案内などで把握し、それらをカード会社に確認した上で、目的に合ったカードを選ぶことが大切です。契約の内容にも、十分注意してください。

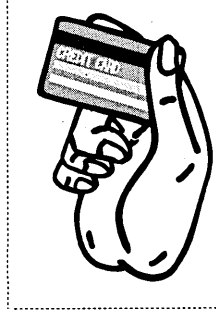

クレジットの支払いはなるべく短期間に済ませ、なおかつ家計に負担がかからないように気をつけましょう。カード会社から送られて来る請求書や明細書は入念に点検し、不審な点が見つかればすぐに問い合わせ、盗難や紛失に際しても速やかにカード会社と警察に届け出ましょう。取引銀行の口座残高も、常にチェックするよう心掛けましょう。

クレジット・カードを利用すれば、現金を所持する必要が無く、商品やサービスを先取り出来るなどの利便性はあるものの、上手に使用するには、利用者の自己資金に対する計画性とカードの使用上の注意点をも心得ておくことが大切です。

（商工観光課）

欲しい物 譲りたい物 不用品情報センターへ

8月31日まで開設

不用品情報センターの、現在登録中の品物は左表のとおりです。欲しい物や譲りたい物のある人は、不用品情報センターへお問い合わせを。

生かそう不用品

市では、家庭に眠っている不用品を有効に生かしていただくため、不用品情報センターを年二回開設。ただ今、前期（六月一日～八月三十一日）を開設中ですが、日程も残りわずか。省資源の一環としてのご催しを、積極的にご利用ください。

▼登録方法…品物の提供、希望とも電話、はがき、または来庁で不用品情報センター（〒611宇治琵琶33・宇治市役所商工観光課消費生活係・☎(0774)31-9141）へ。時間は、平日午前9時～午後3時。土曜日は午前9時～11時▼登録項目…①品物名、型式、規格、品質などの購入年月日、消耗程度③希望価格④住所、氏名、電話番号と連絡先▼主な取り扱い品…家具、電気製品、楽器、石油・ガス器具、ベビー・子ども用品、スポーツ・レジャー用品、一般家庭用品、学習用品、その他自転車など―再利用の価値があり、修理不用の物に限ります。なお、バイク、おもちゃ、絵本、文具用品、小物類、食器、石けん、シーツ、日用品、雑誌などの外、転売や趣味を目的とする物、医療器材、食品、生き物、コレクションの要素のある物は対象外▼取り引き方法：提供と希望の条件がほぼ一致した場合、情報センターが希望者に連絡。交渉は当事者で。交渉結果は、10日以内に希望者から情報センターへ報告していただきます。故障や欠陥などの問題が生じた場合は、すべて当事者で解決を。

（商工観光課）

■譲ってください

食堂用子どもいす、二段ベッド、整理たんす、長いす、げた箱、食卓用テーブル、座敷机、スチール製整理棚、ピアノ用いす、冷凍庫、冷蔵庫、テレビ、ラジオカセット、洗濯機、ステレオ、扇風機、電気オルガン、電子オルガン、クラリネット、石油ストーブ、湯沸かし器、各種自転車、ぶらんこ、ベビーバス、双子用ベビーカー、ベビーベッド、ルームランナー、布団干し、ポータブルミシン、ロックミシン、職業用動力ミシン、顕微鏡、ワードプロセッサー、電動タイプライター、スーツケース、もちつき道具、目覚まし時計、家庭用精米機。

■譲ります

テーブル、食器棚、ソファーベッド、ダブルベッド、シングルベッド、スチール製本棚、四尺たんす、三面鏡、オーブン、布団乾燥器、カラーテレビ、電子ピアノ、ガスふろがま、ガス湯沸かし器、歩行器、ベビーカー、ベビーフェンス、ベビーベッド、食卓付きコンビラック、美容器具、テレビゲーム、菊鉢一式、厚手なべ、ランドセル、熱帯魚水槽、製図用電気スタンド、ホームサウナ。

移動図書館「そよかぜ号」

夏休みは読書で

▲移動図書館「そよかぜ号」

お問い合わせ
中央図書館（☎20-1511）

"動く図書館"として、市民の皆さんに親しまれている移動図書館「そよかぜ号」は、今年から夏休み中も市内二十三カ所を巡回しています（巡回日程は、市政だより八月一日号に掲載）。

子どもたちにとって、長い夏休みこそ、本に親しむための良い機会です。早朝の涼しい時間に、親子で読書に励んでみてはいかがでしょうか。

手続きは簡単です。一世帯二十冊までを、次の巡回日まで貸し出しています。ご希望の本の予約やリクエストにも応じます。

市民の皆さんのご利用を、お待ちしています。

（中央図書館）

K.B.S京都テレビ
（UHF34ch）
「テレビ市政だより」★
★ご家族でどうぞ★
毎週月曜日、午後5時40分

ふるさとむかし話 ㊲

巨椋池の蓮

宇治市の西部に巨椋池があったころは、広い池のあちらこちらにハスが群生していて、毎年夏になると、色とりどりのきれいな花が水面を彩っていました。その花をながめて楽しもうとする人たちが巨椋池を訪れ始めたのは、ずいぶん昔のことだったようです。

十八世紀の終わりのころに出版された『都花月名所』という京都名所の案内書にも、「大椋大池、此池中むかしより蓮花多し」と記されています。詩人であり、学者としても世に知られた頼山陽も、一八三〇年の初めに、大勢の弟子たちとともに巨椋池のハスを見物に来ています。山陽たちは、巨椋池のすばらしい景色と美しいハスの花に、すっかり魅了されたようです。

それから二十七年後、亡き山陽の弟子たちは、かつて先生と一緒に巨椋池で遊んだことを思い出して、再びハスを見に出かけました。彼らは、ハスの花の美しさや山陽先生の思い出を漢詩に詠じて一冊の詩集にまとめています。その詩集は、「椋湖観蓮集」という小さな本ですが、巨椋池のハスの風情がうまく表現されています。

巨椋池が干拓されてから、池一面にハスの咲く夢幻的な景色は、もう見られなくなりました。でも、埋め立て地から時々見つかるハスの実は、今でも芽を吹いてくれます。近くに住む二、三人のお年寄りは、その芽を育てて、巨椋池に咲いていた美しいハスの花の風情を、今に守り伝えています。

（歴史資料館）

〝宇治の歴史と自然〟を学ぶ

市民大学講座の受講者募集

8月31日から中央公民館ほかで

歴史の流れからみた宇治の歩みや、恵まれた自然をとおして、郷土を再認識してみませんか。中央公民館では、全十二回にわたり市民大学講座を開きます。

市内には、重要な文化遺産や緑豊かな自然、そして千年の流れをたたえる宇治川など数多くの学習素材があります。ぜひ、ご参加ください。

▽日程・内容…右表のとおり
▽曜日と時間…いずれも土曜日、午前10時～正午（ただし、第6講の臨地学習は、第1講時に説明）。
▽ところ…宇治市中央公民館（折居台1丁目、文化センター内）ほか。
▽対象…市内在住の成人。
▽定員…50人（先着順）。
▽申し込み…8月11日から中央公民館（☎20-1411）へ、電話または来館で申し込んでください。

（中央公民館）

◇

工作教室
～木作り人形～

夏休みの思い出を作ってみませんか。

▼とき…8月26日(月)、午前9時～正午▼ところ…小倉公民館▼内容…木作り人形▼指導…宇治市野外活動協会、林正剛さん▼対象…小学校4年生以上の児童と中学生▼定員…30人（先着順）▼材料費…百円▼持参品…小刀、軍手（綿）▼申し込み…8月11日から小倉公民館（小倉町寺内91・☎24687）へ、電話または来館で。

（小倉公民館）

◀熱心に学習（昨年の成人大学講座から）

市民大学講座の日程表

回	月日	テーマ	講師(予定)
1	8/31	開講式・オリエンテーション スライド「道標」	中央公民館館長
2	9/7	歴史の中からみた宇治の歩み(1) ～古代～	京都文教短期大学教授 北川純三さん
3	9/28	歴史の中からみた宇治の歩み(2) ～中世～	
4	10/5	歴史の中からみた宇治の歩み(3) ～近世～	
5	10/12	歴史の中からみた宇治の歩み(4) ～近代～	
6	10/19	歴史の中からみた宇治の歩み ～臨地学習～	
7	11/9	宇治の自然(1),(2) ～地質・鉱物を中心に～	元緑孝館中学校 吉川健次さん
8	12/7		
9	1/18	宇治の自然(3),(4) ～植物を中心に～	八幡第4小学校校長 北村文生さん
10	1/25		
11	2/8	これからの宇治の文化財	社会教育課長
12	3/1	学習のまとめ　映画「宇治橋」 閉講式	中央公民館館長

宇治に生きる ⑱

長谷部松子さん(46)
平和と子どもたちの健全育成を願い地域で活躍

▶子どもたちの健やかな成長を願う長谷部さん

平和の尊さ子どもらに

「広島で生まれ育ち、結婚して宇治に来ました。子育てをする中、平和の尊さを痛感。〝原爆〟ということばすらいやなんだけど、私たちが事実を語り伝え、平和を唱えなかったら、年を経る程に忘れられてしまうでしょう」と広島市出身の長谷部松子さん。

昭和二十年八月六日、当時小学校一年生だった長谷部さんは、友人五人と広島市内を流れる元安川の河原で遊んでいた。午前八時十五分、一瞬のせん光と地響きが起こり、長谷部さんともう一人を残して、友人たちは消えていたと言う。

「〝ピカ・ドン〟と言われている通りです。堤防下の日陰に居たため、奇跡的にかすり傷一つ無く助かったのでしょう。がれきの山と化した建物と砂けむりがくすぶり続ける街中を、我が家へ向かい泣きながらひたすら走りました。爆心地から約二㌔の我が家は、大黒柱が崩れ落ち、荒壁が露出し今朝まで暮らしていた家とは思えない形状になっていました。祖父は塀の下敷きになり、弟は母親の背中で被爆。〝水が欲しい、水が欲しい〟と言いながら死にました。また、九死に一生を得た母親は、今でも当時の傷がもとで苦しんだりしています」と端々と語る。感情を込めると涙で語れなくなるからと言う。

長谷部さんはこれまで、御蔵山小学校、木幡中学校などで子どもたちに体験を語った。「あのむごさと苦しみを、ことばで言い表わすのは難しくて…。相手にどれ程分かってもらえているのか、考えてしまいます。でも事実を語ること、それが私にできる、未来ある子どもたちへの務めだと信じています」そんな長谷部さんは今、地域の子ども会や少年補導協議会など、子どもたちのために飛び回っている。

平和とそして子どもたちの健全育成を願い長谷部さんは語る。

「若いすばらしい命が健やかに育って欲しい。そのためには、若いお母さんに人間としての強さを学んで欲しいですね。子育てには、隣近所、学校など社会的な横のつながりが大切。横のつながりの弱さ、親の自信の無さなど現代の子育て環境が、子どもを非行に走らせているのではないでしょうか。子育ても平和推進も、一人ひとりの親の、人間としての強さが基本になると思います」（はせべ まつこさん、木幡内畑に在住）

▲毎年8月15日に市役所前で平和を祈念

戦没者等の遺族に
特別弔慰金

該当する人は請求をお忘れなく

戦没者等の遺族に対して改めて特別弔慰金が支給されます。

▼支給対象者…昭和6年9月18日以後の戦傷または戦争による戦没者等の遺族。ただし、昭和60年4月1日現在で遺族年金等の受給者がいる場合は該当しません。
▼支給額…額面は30万円、10年償還の国債。
▼請求期限…昭和63年6月13日。
▼請求先・問い合わせ…福祉事務所社会課（☎22-3141）まで。

（社会課）

▼支給順位…①配偶者②子③父母④孫⑤祖父母⑥兄弟姉妹⑦1年以上生計関係があった三親等内の親族。

お知らせ

ナイター卓球大会

▼とき…8月30日(金)、31日(土)、いずれも午後7時～9時半▼ところ…広野中学校体育館▼種目・ランク…個人戦・男子、女子▼参加資格…市民か市内に通勤、通学する人（中学生以上）▼参加料…五百円（協会加盟者は二百円）▼申し込み…8月24日までに体育協会（☎32-1905）へ▼問い合わせ…千西哲司さん（日産車体内・☎33-2333(内)575）まで。（市民体育課）

動物愛護の集い

正しい犬の飼い方に関する知識の普及・啓もうと、動物愛護意識の高揚を図るために、動物愛護の集いを開きます。多数ご参加ください。

▼とき…8月29日(金)、午前10時半～午後2時▼ところ…太陽が丘▼内容…動物愛護写真コンクール作品展、ペットの健康相談ほか▼主催…京都府・府獣医師会。

（環境保全課）

京都文教短期大学公開講座

▼とき…8月25日(日)、午前10時から▼ところ…京都文教短期大学▼演題・講師…「奈良・長岡・平安時代の人々の生活」京都文教短期大学教授、中山修一さん▼参加料…無料▼問い合わせ…京都文教短期大学夏期講座係（槇島町千足80・☎24-101）へ。

（学校教育課）

在宅障害者デイ・サービス
8月は車いす介助方法講習会

車いす利用者をより理解し、交流を深めていただくために講習会を開きます。ぜひ、ご参加ください。

〈車いす介助方法講習会〉
▼とき…8月24日(土)、午前9時半～正午▼ところ…総合福祉会館（宇治琵琶45）▼対象…車いす介助の方法を学びたいという意欲のある人▼内容…映画＝街で障害のある人に出会ったら、実技＝車いす介助の方法（実際に街へ出ていただきます）▼費用…無料。

申し込み・問い合わせは、8月18日(日)までに社会福祉協議会（☎22-3854）へ。

（社会福祉協議会）

秘密は厳守
国勢調査にご協力を

国勢調査が十月一日に実施されます。

市では調査に向けて、調査員の選考・配置、調査用品類の分類・整理などの準備作業を、さらに調査終了後に、回収した調査票や関係書類の点検など集約作業を行います。

現在、各種団体の協力を得て推せんいただいた調査員をはじめ、登録調査員、一般からの応募調査員と市職員により、全調査区に調査員の配置を終えました。

国勢調査の調査員は、総務庁長官が任命し、調査期間中は国家公務員の身分扱いとなります。調査員は、調査上知り得た事柄について秘密を守る義務があり、これに違反した場合は、懲役または罰金が課せられます。

また調査内容は、統計を作る目的以外に使うことも固く禁じられています。国や府・市が調査結果を公表する場合は、結果表からは個々の内容が判別できないように、秘匿の措置をとることになっています。

調査の折には、市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

（企画課）

シートベルト ヘルメット 着用を
交通事故防止活動を展開中

暑い夏は、何かにつけて開放的になり、アクセルもつい強く踏みがちです。しかし、交通死亡事故が増えるのもこの季節。無謀運転で死亡した例や、シートベルト・ヘルメットを着用していなかったために死亡したという例が多くあります。

運転する時は、必ずシートベルト・ヘルメットを着用し、スピードは控え目に。

また家庭では、夏休みの子どもたちと交通安全について話し合い、正しい歩行者ルールや自転車の乗り方を確認しましょう。

（交通労政課）

暑くても 家に車に心にカギを
8月31日まで実施中

夏の防犯活動

同和問題を考える

同和対策審議会が昭和40年8月11日に「同和問題の解決のための基本的方策」を答申してから20年たちました。この間、環境改善については一定の進展をみましたが、教育・就労・啓発問題などについてはなお多くの課題が残っていますし、差別事件の発生も跡をたちません。この機会に同和問題とは何かを「同和対策審議会答申」（以下「答申」）に基づいて考えてみましょう。

差別のない明るい社会を

▲昨年の河原開放文化祭・人権パネル展（木幡・河原隣保館で）

同和問題とは

私たちは、幸せで豊かな生活をしたいという願いをもって毎日暮らしています。「健康に暮らしたい」「希望する仕事に就きたい」「学校で勉強したい」「好きな人と結婚して、一緒に暮らしたい」という願いは、憲法で幸福追求の権利、職業選択の自由、教育を受ける権利、居住・移転の自由、結婚の自由などとして保障されています。これらの権利は、人間の永い歴史の中でたゆみない努力の結果、一人ひとりが人間として幸せに生きていくための侵すことのできない永久の権利―基本的人権であるとされています。

しかし、私たちのまわりには、障害者に対する差別、女性に対する差別など不当な差別や偏見によって基本的人権が侵害されている実態があります。

とりわけ、同和地区の人たちに対する基本的人権の侵害、特にすべての人に保障されるべき職業選択の自由、居住・移転の自由、教育の機会均等を保障される権利、結婚の自由など市民的権利と自由を完全に保障されていないという事は、「答申」が出されて二十年を経た今日でも深刻で、重大な社会問題なのです。

差別的な落書や投書が絶えませんし、結婚・就職をめぐる差別、さらに差別を商売とする「部落地名総鑑」などの差別図書の購入事件も跡をたちません。

同和地区の歴史

同和問題は、封建社会の身分制度から生まれました。

同和地区は、江戸時代徳川幕府がその体制を確立していく過程で政治的につくられていきます。地区の多くは、人が生活するのに適しない川の合流点や川筋、谷あい、山すそにつくられました。そして、徳川幕府は、自らの支配体制をゆるぎないものとするため厳しい身分制度―士・農・工・商の下に、さらに低い身分をつくりました。最下層の身分に位置づけた人々には、前述の一定の地域に住むことを強制しました。そして、仕事の面では、当時の主要な産業から完全にしめだし、人々の嫌う職業に従事させ、結婚、交際、服装などまでも制限し社会生活のあらゆる面で差別扱いをして人格を踏みにじってきたのです。

このように同和地区と、地区に居住する人たちに対する差別は、江戸時代、生まれによって上下貴賤の身分をもうけ支配するという政治的な目的のもとに、人為的につくりだされたものであるということです。

明治維新と「解放令」

明治維新によって日本は近代社会への道を歩みはじめました。

明治四年（一八七一年）太政官布告「解放令」―によって制度上の身分差別から解放されました。蔑称を廃止し、身分と職業が平民なみに扱われることが宣言されたのです。しかし、それは形式的な解放にすぎなかったのです。たとえば、四民平等といいながら華族・士族・平民という身分関係をつくり全国統一の戸籍（壬申戸籍）制度をつくる際も族称を記載したり、ところによっては旧身分を記載して身分差別を残したのです。

また、政府のとった「富国強兵」「殖産興業」政策の下で、これまで同和地区の専業とされてきた仕事も企業に奪われることになり、地区の人々が新たな仕事を求めようとしても就職差別により、やむを得ず不安定な仕事や悪い労働条件の仕事に就かざるを得なくさせたのです。労働者に対する低賃金・長時間労働、農民に対し高い税金（地租）の課税などによる国民の不満をおさえるしくみとして再び同和地区の人々の低位な実態を利用したのです。

解放のための運動

大正七年（一九一八年）、米騒動が起こりました。米価の暴騰により生活難に陥った人々が自然発生的に行動し暴動化したものですが、同和地区住民も一般大衆とともに多数参加しました。解放令以降、同和地区の人たちに対し、職業や教育を保障し生活環境を改善するなど実質的に生活の向上をはかる具体的な施策が行われなかったこと、逆に同和地区の低位な実態を利用してきたことによる憤慨が米騒動に多数の地区住民を参加させたのです。

これを契機に同和問題が政府や社会から深い関心をもたれ、それが重大な社会問題だと認識されたのです。政府は、大正九年（一九二〇年）国の予算に地方改善費を計上しました。しかし、同和地区の人々の切実な願いにこたえるものとは言えず同和問題を解決するための施策を保障するものではありませんでした。

こうした動きに対し、大正十一年（一九二二年）三月、「全国水平社」が結成されました。同和地区の人たちが、完全な解放をめざし差別撤廃のため闘う自主的団体として発足しました。その綱領のなかに次のような一節があります。

「我等は人間性の原理に覚醒し、人類最高の完成に向かって突進す。」

戦後、わが国は民主主義国家の実現をめざして種々の政治的・社会的改革を行いました。しかし、同和問題は未解決のままでとり残されたのです。このような情勢の下で昭和二十一年（一九四六年）「部落解放全国委員会」が結成され自主的な運動が再組織されたのです。

戦争によって中断された同和対策が復活しましたが部分的改善事業にとどまっていました。このため同和問題の根本的解決のために、総合的な同和対策を国の施策として確立するよう政府と国会に対して要請する声が高まりました。こうした中で、昭和三十六年同和対策審議会に同和問題を根本的解決するための基本的方策について諮問され、昭和四十年八月十一日に「答申」が出されました。

差別の実態

「答申」では、同和地区住民に対する差別を、人々の観念や意識のうちに潜在し、言葉や文字を通して表にあらわれる心理的差別と、劣悪な生活環境などにみられる同和地区住民の生活実態に現われている実態的差別に分類しました。こうした差別が因果関係をたもち、互いに作用しあっているのです。すなわち、心理的差別が原因となって実態的差別をつくり実態的差別が原因となって心理的差別を助長しているのです。

そこで、同和地区の人たちが置かれている状況をみてみると、同和地区の多くが歴史的に人の生活するのに適しない場所につくられ、地区以外に居住することを厳しく制限されてきたところから、悪い立地条件に加えて、人口・住宅の過密、狭い道路、未整備の下水・排水設備など生活環境は劣悪な状況におかれてきたのです。このことを「答申」では、「そこには差別が原因となって貧困が同居している。差別が存在することによって、そこに居住しなければならないし、また住むことによって生活活動に制限が加えられる。部落差別の実態が生活条件の劣悪さを誘致し環境の悪化を生んでいる」と述べています。

「答申」以降今日までの経過をみると、どちらかといえば同和地区の環境改善をはじめとする実態的差別の解消が同和問題の中心でした。

宇治市の同和行政

本市では、国の「答申」がだされた後、五十年八月二十三日、市の「同和対策審議会答申」をうけて、市内の同和地区の実態に基づき同和事業を取り組んできました。その結果、地区の実情に即して生活環境の面は徐々に改善されてきましたが、まだ十分ではありません。さらに、同和地区の人たちの生活基盤である労働・産業の面では、臨時・日雇いなどの不安定な就労実態や零細な産業経営といった課題が残っています。

このことが、同和地区の子どもや青年の教育を受ける権利と、教育の機会均等の保障を不十分なものにするというなど重大な影響をもたらし、さらにまた就職の機会均等の保障を阻害するという悪循環をくりかえしているのです。

同和行政について「答申」は、基本的には国の責任において当然行うべき行政であって、部落差別が現存するかぎり積極的に推進されなければならないとして、明確な同和対策の目標の下に「特別措置法」の制定が急務であるとしました。これをうけて四年後に「同和対策事業特別措置法」が制定され、五十七年四月「地域改善対策特別措置法」に引き継がれ現在にいたっています。

本市でも、市政の重要施策の一つに位置づけ、「答申」と法律の主旨に基づいて同和対策をすすめてきました。「答申」や法律で位置づけられた生活環境の改善、社会福祉の充実、産業・職業の安定、教育の向上と人権擁護などを内容とする総合対策として、今後ともとりくむ必要があります。また、五十九年六月「地域改善対策協議会答申」で指摘した啓発活動の強化・充実も今後の重要な課題です。

同和問題の解決は国民的課題

同和対策審議会が「本答申の報告を尊重し、有効適切な施策を実施し問題を抜本的に解決し、あるべからざる差別の長き歴史の終止符が一日も早く実現」することが国や地方公共団体の責務であり、国民的課題であるとしました。

人間によってつくられた差別は、人間によって解決しなければならないのです。そのために、私たちは同和問題を正しく認識することによって、その解決に向かって積極的に取り組み、一日も速やかに差別のない明るい社会を築いていかなければなりません。

（同和対策室）

同和行政関係法などの推移

昭和21年（1946年）11月　日本国憲法公布
35年（1960年）7月　第35回臨時国会で、同和対策審議会設置法案を全員一致で可決
36年（1961年）12月　同和問題を解決するための基本的な方策について「同和対策審議会」に諮問
40年（1965年）8月　同和対策審議会は「同和問題の根本的解決にあたってはその具体策を強力かつすみやかに実施に移すことが国の責務である」と答申
41年（1966年）7月　「同和対策協議会」発足
44年（1969年）7月　同和地区（歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域）に対し環境改善、社会福祉の増進、産業振興、職業安定、教育の充実、人権擁護活動の強化等を図るため必要な措置を講ずることを目的として「同和対策事業特別措置法」を制定（10年間の時限立法）
53年（1978年）10月　「同和対策事業特別措置法」3年延長（昭和57年3月31日までの時限立法）
56年（1981年）12月　「同和対策協議会意見具申」同和問題を国民的課題として解決していくための施策について新たな法的根拠の必要性を指摘
57年（1982年）3月　「地域改善対策特別措置法」成立（5年間の時限立法）
59年（1984年）6月　「地域改善対策協議会」は、同和問題解決のために講じられた施策のあとを顧みながら将来を展望すると環境改善施策の進展に伴い当初予期しなかった問題が生じているほか差別事象の発生が跡を絶っていないことなど心理的な面にかかわる分野に問題が残されていると指摘し、今後における啓発活動のあり方について「意見具申」する